

令和 2 年 度

定期監査（第 1 次）結果報告書

令和 2 年 7 月 8 日

北見市監査委員

令和2年度定期監査（第1次）結果

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、北見市監査基準に準拠し、次のとおり定期監査を実施した。

1 監査の対象

監査の対象部局等については、令和2年度北見市監査計画に基づき、次のとおり定めた。

- 企画財政部 地域振興課
- 総務部 市民税課、資産税課、固定資産評価審査委員会、納税課、納税推進主幹
- 市民環境部 相内支所、上常呂出張所、仁頃出張所、東相内出張所
- 保健福祉部 保護課
- 子ども未来部 青少年課
- 農林水産部 水産課
- 商工観光部 工業振興課
- 都市建設部 土木課、高規格道路主幹、公園緑地課
- 端野総合支所 保健福祉課
- 常呂総合支所 保健福祉課
- 留辺蘂総合支所 保健福祉課、民営化主幹、静楽園、留辺蘂ふれあいセンター(現地監査含む)
- 学校教育部 学校給食課
- 社会教育部 文化財課、北網圏北見文化センター、端野町歴史民俗資料館、ところ遺跡の森、留辺蘂町開拓資料館
- 監査事務局 監査課
- 上下水道局 水道課、浄水場

2 監査の期間

令和2年4月17日(金)から令和2年7月1日(水)まで

現地監査については令和2年5月22日(金)

3 監査の着眼点及び実施内容

令和元年10月から令和2年3月までにおける財務に関する事務事業について、北見市財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等を、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、工事及び業務委託等に係る契約事務並びに物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施した。また、金券類の管理・保管状況について、事故防止の観点からも複数人によるチェック体制が図られているか等管理体制、諸帳簿の整備状況等に重点を置き確認した。

4 監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善を要する事項がみられた。

(1) 予算執行関係について

伝票処理において、決裁区分や日付の記載誤り等がみられた。

①支出負担行為書の日付の誤りがみられた－2課

②決裁区分誤りや決裁漏れ－1課

(2) 契約事務について

財務規則で定める必要事項の記載がない契約約款の使用や関係書類の精査不足等がみられた。

①契約約款に財務規則で定める必要事項の記載が不足している－6課

②必要書類の提出漏れや遅れ等があった－5課

(3) 時間外勤務等命令及び週休日の振替等について

週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているものや、支給割合の誤り等がみられた。

- ①平日、休日、深夜といった時間外勤務手当の支給割合の指定誤り等－ 9 課
- ②週休日の振替対象の事例であると理解していなかった－ 7 課
- ③振替の検討をせず、当初から振替する日がないという判断で、時間外勤務命令をしていた－ 2 課

(4) 金券類の受払い及び資金前渡関係について

郵便切手受払簿の様式の不備や記入誤り等があった。

- ①郵便切手受払簿の様式が、財務規則で定める要件を満たしていなかった－ 7 課
- ②郵便切手受払簿の記入誤り－ 1 課
- ③資金前渡出納簿の月末確認を行っていなかった－ 1 課

(5) 部別の監査結果

	是正又は改善を要する事項			
	(1) 予算執行	(2) 契約事務	(3) 時間外勤務	(4) 金券類等
企画財政部		①、②	①	
総務部		①、②	②、③	
市民環境部			②	①、②
保健福祉部		①、②	②	①
子ども未来部			①	①
農林水産部			①	
商工観光部			①	③
都市建設部			①、②	①
端野総合支所		①	②	
常呂総合支所				
留辺蘂総合支所	②	①、②	②	
学校教育部		②	①	
社会教育部	①		①、③	
監査事務局				
上下水道局				

5 意見

今回の監査を通して、予算執行関係、契約事務において、書類の精査不足がみられた。特に契約行為は後日思わぬ紛争を招く恐れもあることから、適正な事務の取扱いに努められたい。

時間外勤務等命令及び週休日の勤務命令等については、所属長の確認不足、誤った制度理解に起因する指摘事例が依然多くみられる。週休日に勤務を命ずる場合には、振替を行うことを原則とするよう、勤務時間に関する基本的事項についての認識を各部局長及び所属長に対し、具体的に指導されたい。

金券類の受払い及び資金前渡関係については、財務規則で定める要件を満たした様式により、複数人によるチェック体制を取る等管理の徹底を図り、事故の防止に努められたい。

監査の結果に基づき講じた措置（令和3年5月10日公表）

次のとおり市長等から、令和2年度定期監査（第1次）結果に基づく措置の通知がありました。

令和2年度定期監査(第1次)結果の内容	市長等が講じた措置
<p>(1) 予算執行関係について</p> <p>伝票処理において、決裁区分や日付の記載誤り等がみられた。</p>	<p>【市長】</p> <p>伝票処理については、北見市財務規則及び「経理事務の手引き」に基づき、決裁段階で慎重に確認作業を行い、適正な事務処理を行うよう周知いたしました。</p> <p>今後も、経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p>【教育長】</p> <p>北見市財務規則で定める必要な事項に漏れないよう注意し、決裁段階での点検を十分に行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>(2) 契約事務について</p> <p>財務規則で定める必要事項の記載がない契約約款の使用や関係書類の精査不足等がみられた。</p>	<p>【市長】</p> <p>契約事務については、法令及び北見市財務規則等に基づき、契約約款その他契約関係書類の内容等に不備がないかを十分に精査し、適切、正確な事務処理に努めるよう指導いたしました。</p> <p>今後も、より適正な事務処理を進めるよう、経理事務担当者説明会等を通じて事務の徹底を図ってまいります。</p> <p>【教育長】</p> <p>契約約款を精査するとともに、財務規則で定める必要な事項に漏れないよう注意するとともに、契約締結に係る基本的事項については、決裁権者の責任の下、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

令和2年度定期監査(第1次)結果の内容	市長等が講じた措置
<p>(3) 時間外勤務等命令及び週休日の振替等について</p> <p>週休日に勤務を命ずる場合において、当初から振替日を指定せず、時間外勤務を命じているものや、支給割合の誤り等がみられた。</p>	<p>【市長】</p> <p>時間外勤務等命令及び週休日の勤務命令等については、庁内ネットワークにおいて取扱いに係る通知を掲示するとともに、管理職研修において、週休日の勤務については振替が原則であること、及び時間外勤務等の報告に当たっては複数回の確認を行うこと等を周知いたしました。</p> <p>今後も、継続的に説明を行い、制度に対する理解の定着を図ってまいります。</p> <p>【教育長】</p> <p>時間外勤務命令及び週休日の振替等については、北見市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び条例施行規則に基づき、適正な事務処理を行い、時間外手当の集計誤り等については、複数の職員でチェックするなど、適切な勤務命令に努めてまいります。</p>
<p>(4) 金券類の受払い及び資金前渡関係について</p> <p>郵便切手受払簿の様式の不備や記入誤りがあった。</p>	<p>【市長】</p> <p>郵便切手の受払及び資金前渡の出納については、北見市財務規則及び取扱いに係る留意事項の通知に基づき、所定の要件を満たした様式を用い、複数の職員により確認するなど、適正な事務処理に努めるよう指導いたしました。</p> <p>今後も、経理事務担当者説明会等を通じ、事務の徹底を図ってまいります。</p>